


障害補償年金差額一時金  
障害差額特別給付金 決定通知書

認定  
番号

平成 年 月 日

----- 殿

地方公務員災害補償基金 支部長 

障害補償年金差額一時金  
障害差額特別給付金 の決定について

平成 年 月 日付けをもって請求(申請)のあった障害補償年金差額一時金及び障害差額特別給付金について、審査の結果、下記のとおり決定したので、通知します。

記

支給

不支給

理由 -----  
-----  
-----  
-----

受給権者の氏名 -----

- 1 年金証書の番号 第 \_\_\_\_\_ 号
- 2 平均給与額 ----- 円
- 3 障害等級 ----- 第 \_\_\_\_\_ 級
- 4 支給金額 障害補償年金差額一時金 ----- 円  
障害差額特別給付金 ----- 円
- 5 支払の場所及び方法 -----
- 6 支払日(振込日) 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日
- 7 その他 -----  
-----  
-----

(教 示)

1 支部審査会への審査請求

この補償の決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に地方公務員災害補償基金\_\_\_\_\_支部審査会（以下「支部審査会」といいます。）に対して審査請求をすることができます。

なお、地方公務員災害補償基金を被告とした本件処分の取消しの訴え（下記3）は、審査請求の前置規定（地方公務員災害補償法第56条）により、審査請求に対する支部審査会の裁決を経た後でなければ提起できません。

2 審査会への再審査請求

(1) 審査請求に対する支部審査会の裁決に不服がある場合には、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に地方公務員災害補償基金審査会（以下「審査会」といいます。）に対して再審査請求をすることができます。ただし、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。

(2) 上記1の審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないときは、裁決を経ずに審査会に対して再審査請求をすることができます。

3 本件処分に対する取消訴訟

(1) 本件処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求（上記1）に対する支部審査会の裁決を経た後に、地方公務員災害補償基金を被告として（基金を代表する者は地方公務員災害補償基金理事長です。）、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると本件処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(2) 次のいずれかに該当するときは、支部審査会の裁決を経ないで本件処分の取消しの訴えを提起することができます。

① 上記1の審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

② 本件処分、本件処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他支部審査会の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(3) 審査会に対して再審査請求（上記2）をした場合には、その裁決を経る前又はその裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、地方公務員災害補償基金を被告として、本件処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると本件処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

〔 この福祉事業の決定に不服がある場合には、支部長に対して不服の申出をすることができます。 〕